

令和7年度 第1回 三浦市緑の審議会議事録

- 1 日 時 令和7年7月1日（火） 13時00分～14時20分
- 2 場 所 チェルSeaみうら2階多目的ホールB
- 3 議 題
 - (1) 三浦市みどりの基本計画に係るみどりの基本構想について
 - (2) 三浦市みどりの基本計画に係るみどりづくりの施策について
 - (3) その他
- 4 出席者
 - (1) 委員 中津会長、神田委員、小林委員、布施委員、川松委員、西崎委員、大西委員、新井委員、長沼委員、小森委員
 - (2) 事務局 石塚環境課長、道野環境GL、佐野主任
業務受託業者2名
 - (3) 傍聴人 0名
- 5 関係資料
 - (1) 資料1 三浦市みどりの基本計画（たたき台）
 - (2) 資料2 三浦市みどりの審議会 施策についてのご意見シート
 - (3) 資料3 三浦市みどりの基本計画策定スケジュール案
 - (4) 参考資料1 第2回 三浦市みどりの審議会ご意見の対応について
 - (5) 参考資料2 三浦市みどりの基本計画概要版（現行計画）
 - (6) 参考資料3 三浦市みどりの基本計画（たたき台）

6 議事

- ・ 定刻に至り、司会（道野環境GL）が開会を宣言した。
- ・ 石塚環境課長からの開会挨拶後、議事進行については、当審議会会長である中津会長に一任した。

議題 (1) 三浦市みどりの基本計画改定に係るみどりの基本構想について

議題 (2) 三浦市みどりの基本計画改定に係るみどりづくりの施策について

【中津会長】

それでは早速ですが、議題に入りたいと思います。議題（1）と（2）は一連の話となりますので、事務局よりまとめて説明をお願いします

【事務局】

議題（1）みどりの基本構想から議題（2）みどりづくりの施策にかけては、一連の話となっていますので、まとめてご説明いたします。それでは、資料の49ページをご覧ください。

「第1章みどりの基本構想」、「1 基本理念」になります。現行の三浦市みどりの基本計画は、「海・大地・街・人・みどりの共生都市「みうら」」を基本理念とし、取り組みを進めてきました。今までご審議いただいた施策実施状況の評価や改定の視点、不変であるみどりの重要性や現状、次世代にみどりを引き継いでいくこと等の視点から、改定する計画の基本理念については、継続させることが重要であると考え、基本理念は現行計画の踏襲を考えています。

50ページをご覧ください。「(1) 計画のフレーム」になります。計画の対象区域は、三浦都市計画区域すなわち三浦市全域となります。計画の期間は、本年、令和7年を基準年次とし、目標年次は20年後の令和27年となります。人口の見通しについては、みどりの基本計画が都市計画マスタープランへ適合するとされていることから、本計画においても、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計値を用いています。市街化区域の規模については、県の定める三浦都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の中で、10年後の令和17年の市街化区域面積は730haと定められており、令和27年もここから変化がないものとして想定しています。

51 ページをご覧ください。計画の目標水準になります。具体的な目標値につきましては、現在、様々な緑地の面積、将来計画の面積を最終算定中のため検討中でございます。基本的には、現状維持という形で令和6年度末現在の緑地量を目標値にしたいと考えていますが、次回までお待ちいただければと思います。

52 ページをご覧ください。みどりの将来構造についてです。みどりの将来構造は、基本的な構成は現行計画を踏襲していますが、三浦市都市計画マスタープランの将来都市構造図との整合を図り、修正を加えています。三浦市都市計画マスタープランでは、「海や緑の魅力を発信する交流ゾーン」を設けています。このゾーンについては、みどりの基本計画においても拠点とすべきとの考えから、地域の特性に合わせて「みどりの保全拠点」、「みどりの交流拠点」と位置付けています。また、同じく「本市の中心的なにぎわいを形成する交流ゾーン」、「にぎわいの街を形成する交流ゾーン」は、これから三浦市のまちづくりが行われる場であり、そのような場については「街の緑化拠点」と位置付けています。

本日は検討用の資料として、54、55 ページに「三浦しみどりの将来構造図」を改定計画案、現行計画と並べて表記しています。みどりの骨格となる構造は、現行計画策定時点と変わらないと考えており、市街地にピンク色の破線で示す「街の緑化軸」、海のまわりに水色で示す「海の保全・活用軸」、中央に三浦半島との連続し黄色で示す「大地の連携軸」、この骨格となる構造は変更せず踏襲しています。

次に拠点となる場についてですが、黄緑色丸の「みどりの保全拠点」は、現行計画より変更せず、油壺、小網代の森、江奈湾を位置付けています。また、先ほどご説明申し上げたように、緑色点の丸で示す「みどりの交流拠点」、ピンク色の丸で示す「街の緑化拠点」については、都市計画マスタープランの将来都市構造図を踏まえた形で修正しています。

「みどりの交流拠点」は、都市計画マスタープランで「海や緑の魅力を発信する交流ゾーン」として位置付けている場所、また、特徴的な公園のある場所を位置付けており、海やみどりの魅力を発信し、人々の交流を促す場として考えています。

ピンク色の丸で示す「街の緑化拠点」は、都市計画マスタープランの将来都市構造において、「中心的なにぎわいを形成する交流ゾーン」、「にぎわいの街を形成する交流ゾーン」となる場所について位置付けています。この部分において、三浦市のまちづくりが積極的に実行されることとなりますので、それに合わせて緑化を図ろうということとなります。

次に 56 ページをお開きください。「4 みどりの配置方針」となります。現行計画では、文章のみで記載されていましたが、わかりやすくするために文章量を減らし、環境保全、レクリエーション、防災、景観に関して重要な緑地の配置方針図を 57, 59, 61, 63 ページにそれぞれ作成しています。

まず、「(1) 環境保全を図る緑地の配置方針」について、三浦市には重要な自然環境やみどりがあり、すでにそれらが近郊緑地特別保全地区・近郊緑地保全区域、自然環境保全地域、風致地区などに指定されていて、これらを維持・保全する方向です。また、三浦市における環境保全上重要な個所として、環境省等のデータから重要な地域をプロットしています。57 ページ方針図の濃い青色で塗りつぶした部分が、海岸植生が特徴的なものとして挙げられている環境省の実施した調査により判明した特定植物群落の 11 か所です。また、薄い水色は同じく環境省の調査で判明した藻場、黄土色は干潟を示しています。さらに、環境省が生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び生物多様性保全上重要な里地里山を選定しており、これらをプロットしています。ピンク色の丸が重要湿地、水色の枠線で示すものが重要里地里山、これは小網代の森です。こうした整理を通じて、環境保全上重要な地域の分布が視覚的にわかるよう整理しました。

58 ページをお開きください。「(2) レクリエーション需要に対応した緑地の配置方針」です。レクリエーションにおいてみどりの要となる公園に関すること、海岸線や砂浜を海浜レクリエーションとして活用すること、子どもや高齢者の憩いの場となるオープンスペースの配置などについて記載しています。配置方針図については、都市公園の位置とその徒歩圏を表示しています。

60 ページをお開きください。「(3) 防災に配慮した緑地の配置方針」です。高潮や津波から守る海岸緑地、土砂災害を防止する斜面緑地の保全や三浦スポーツ公園を防災活動の中心として活用すること、市街地のオープンスペースの確保などについて記載しています。61 ページの方針図は、樹林地、農地、自然海岸を示すとともに、都市公園と避難所、緊急輸送道路を記載しています。あわせて土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域を示し、みどりやオープンスペースの重要性がわかるよう整理しています。

62 ページをご覧ください。「(4) 景観形成上重要な緑地の配置方針」です。変化に富んだ海岸や谷戸の景観、広がる農地の景観などについて記載しています。63 ページの配置方針図は、海岸や樹林地、農地、公園に加え、みうら景観資産をプロットし、重要な景観がわかるよう整理しています。

ここまでが議題 1 となりますが、引き続き議題 2 の説明を続けさせていただきます。64、65 ページをご覧ください。計画と施策の体系となります。みどりづくりの施策の柱は、現行計画を基本に、必要な部分を修正することで構成しています。

まず、緑色で「1. 海と大地のみどりを守る」になります。これは主に保全に係るもので、現行計画を踏襲しています。次に、黄色部分ですが、現行計画では「街の緑化を推進する」となっていますが、緑化をするだけでなく、市民の皆さまがみどりを活用し暮らしていくことを含めて「2. まちのみどりを創る・活かす」としました。青色部分は「3. みんな

なで取り組む」とし、この3本柱としています。施策の内容につきましては、67ページ以降に一つずつ内容を記載していますが、時間にも限りがありますので、64、65ページの施策の体系を使って概略についてご説明いたします。

まず、「1. 海と大地のみどりを守る」についてです。これは海の保全、大地の保全、街のみどりの保全、生物種の保全の4つを施策の方向として構成しています。海の保全については、東京湾や相模灘の海岸保全の取組みと連携しながら保全を図ることとしていますが、現在進めているブルーカーボンの取組みなどについても記載しています。「(2) 大地の連携における保全」では、現行計画から施策を統合整理し、小網代の森での取組みなどを記載するとともに、平成29年の都市緑地法の改正により農地は緑地としての位置づけとなり、生産緑地地区の方針をみどりの基本計画に記載することとなったことから、内容を充実させています。「(3) 街の緑化軸における保全」については、保護樹木などの取組の記載を充実させるようにしています。「(4) 生物種の保全」については、生物多様性の重要性について認識も高まり、現行計画策定時と比較して法整備も進んでいる状況にあるため、生物多様性に関する普及啓発について記載を追加するなどしています。

次に「2. まちのみどりを創る・活かす」についてです。これは、公園、まちのみどり、民有地のみどりを3つの施策の方向として構成しています。「(1) 公園を創る・活かす」については、公園の整備や維持管理の方針として整理をしています。施策方針の「公園を整備する・維持管理する」では、それぞれの公園の整備や維持管理の方針がわかるよう記載しています。また、「公園を活かす」については、子どもまんなか会議などのご意見を参考としながら、パークマネジメントについて記載するなど、公園の魅力を引き出し、多くの方に利用いただける取組みを記載しています。

「(2) まちのみどりを創る・活かす」では、「フラワーロードづくりを進める」において、道路緑化の取組みを記載しています。また、「みどりのまちづくりを進める」については、新しい市庁舎に関する事など、まちづくりを進める中での取組みについて記載しています。この部分は、現行計画で取組みが難しかった内容などもあり、実現性を考慮しつつ再構成しています。

「(3) 民有地のみどりを創る・活かす」については、緑地協定の締結の促進について、また「多様な緑化を推進する」として、三浦市に適している樹木の推奨などについても記載をしています。

次に「3. みんなで取り組む」では、「(1) 連携を強化する」、「(2) 普及・啓発を進める」、「(3) 制度を充実する」の3つの方向としています。

「（１）連携を強化する」については、みどりの保全や緑化活動をされている市民団体の方々との交流の機会である緑の市民会議の開催、関係機関や学校との連携などについて記載しています。

「（２）普及・啓発を進める」については、「みどりの魅力をPRする」、「みどりに親しむ活動を進める」を施策方針としています。「みどりの魅力をPRする」では、海やみどりの魅力を活かしたエコツーリズムや広報活動等について記載しています。「みどりに親しむ活動を進める」については、前回の審議会でもご意見をいただきました「子どもたちとの活動の推進」などの項目を記載しています。

続いて「（３）制度を充実する」については、支援制度、基金、条例の充実について記載しています。

施策についての説明は以上となります。今回の議題として挙げている基本構想とみどりづくりの施策については、計画の中心部分となりますので、皆様からのご意見を頂戴したくよろしくお願い致します。とくに施策につきましても、本日のみでは十分な時間を確保できないことをご致しますので、のちほどご意見を頂戴し、次回に確認いただくようなステップを踏んで検討を進めたいと考えています。どうぞ宜しくお願い致します。

【中津会長】

では、議題１と議題２について、質問や意見がございましたらお願いします。

【小林委員】

みどりの配置方針のところ、61、63 ページも関係しますが、レクリエーションに関するみどりの方針図というものが59ページに出ています。例えば、郷戸緑地という記載があつて、名向崎緑地という記載がありません。なぜ郷戸緑地だけ記載があるのか。公園も都市公園が緑の丸で記載されていますが、なぜ小松ヶ池公園、三浦スポーツ公園、油壺公園、城ヶ島公園は記載がされているのか。近隣公園、運動公園、風致公園だけが記載がされているということでしょうか。2点について教えてください。

【受託業者】

こちらにつきましては、街区公園の名称まで全て入れてしまいますと図として煩雑になってしまいますので、近隣公園よりも大きいものや風致公園など特徴的なものを記載しています。名向崎緑地については記載が落ちてしまっていますので、次回、修正させていただきたいと思います。

【小林委員】

そうですね。街区公園は全部書けないだろうと思いましたが、近隣公園や風致公園を書いたのだろうと大体察しはつきました。名向崎緑地がどうして書いていないのかと思いましたが、落ちてしまっていたということで分かりました。

【布施委員】

そこに関わりますが、三浦スポーツ公園とありますが、正式な名称は何ですか。

【事務局】

潮風スポーツ公園という名称が通称名として広く使われていますが、行政計画の中でお示しする場合には、三浦スポーツ公園という表記を使っておりますので、今回の計画の中でも、このような表記になっています。

【布施委員】

道路標識は潮風スポーツ公園ですよね。避難場所としては三浦スポーツ公園という表記を使っていて、管理棟も三浦スポーツ公園、入口に大きい立て看板がありますが、潮風スポーツ公園となっています。地元の方は三浦スポーツ公園であろうと潮風スポーツ公園であろうとわかるからいいですが、避難場所にもなっていて、誰がどこに避難するか分からないわけだから、三浦スポーツ公園は潮風スポーツ公園と同じとわかるように括弧書きして加えておくなどした方がよいと思います。

もう一つ、三浦スポーツ公園の表示について、公共空地として印がついていたり、裸地となっていたり、3種類の地図で表示が違うんですね。例えば参考資料3の植生図を見ると、三浦スポーツ公園の野球場は薄い緑になっていますが、今のサッカー場はまだ造成裸地になっています。もう三浦スポーツ公園がオープンしてしばらく経ちますよね。一方、21ページの緑被現況図では都市公園となっています。同じ三浦市の地図でありながら、資料の中にはらつきがあるので、そこはきちんとしておいた方がいいのではないかと思います。

【中津会長】

ありがとうございます。以上の件に関していかがでしょうか。呼称の話から、今後の表記なども含めて避難場所になっているのであれば、少し問題かもしれないですね。

【事務局】

三浦スポーツ公園の呼称に関しましては、状況を確認させていただいて、三浦スポーツ公園と潮風スポーツ公園を並列で表記することも含めて、適正な表記にさせていただきたいと思います。地図上の表記についても、裸地であったり、造成地であったり、公園だったりとなっているので、これも確認して緑地の面積とあわせながら、図の方を整理させていただきたいと思います。

【受託業者】

18 ページの植生図につきましては、航空写真を判読しています。21 ページの緑被現況図については、都市計画基礎調査のデータを使って作っています。元データの違いにより差異が出てしまったと思いますので、現状をもう一度確認して、修正をさせていただきます。

【中津会長】

これは修正できるものでしょうか。県から公に発表されている図ではないのですか。

【受託業者】

現状に合わせるのが一番正しいと思いますので、調査結果を用いて、そこに加筆ということで、修正は可能かと思います。実態を確かめて、修正させていただきたいと思います。

【中津会長】

その際は、修正と一文入れておく必要がありますので、お願いします。
さきほどの質問で 61 ページが出ていましたが、小松ヶ池公園、三浦スポーツ公園などを記載してほしいという話を私が以前にしたのでそうしていただいたのかもしれませんが、57 ページは引き出し線の先に名称が書いてありますが、59、61 ページにも引き出し線があった方が分かりやすい気がします。小松ヶ池公園と書いてある周りにたくさんの丸があり、住民でない人はどこか分からないので、引き出し線があった方がいいと思いました。57 ページの引き出し線ですが、水平の引き出し線はやめた方がいいと思うので、できれば少し斜めにしてもらった方が分かりやすいですね。非常に細かいところで申し訳ないですが、ご検討ください。

街区公園を全部表記したら多すぎるのは当然ですが、街区公園の地図は巻末資料として入るのでしょうか。

【事務局】

今のところ予定はありませんが、一覧は載せようということになっています。

【中津会長】

地図があった方がいいですね。地図の中に丸数字と表があるような。これは一番重要な資料になるはずなので、最低限の基礎資料として、巻末の資料編で公園のカテゴリーごとに表を作ってください、面積など入れたら分かりやすいので、お願いします。

【小林委員】

67 ページですが、No. 1-3 海浜動植物の保全対策の推進のところにミヤコグサの画像があります。確かに海浜地にミヤコグサは多いですが、海浜植物と言えるのか。それならばハマビルガオやハマカンゾウ、スカシユリなどの方がいいではないかという気がします。

【事務局】

全体的に写真、イラストが不足している状況がございます。あらためて表題にあった写真、イラストとなるよう整理させていただきます。また、画像の差し込みがない部分もありますので、こちらについても、随時増やしていきたいと考えています。

【布施委員】

全くその通りで、何のためにこの写真を使っているのだろうと。それから文章はどうか。砂浜や岩礁地帯に残された多様な海浜植生と書かれていますが、残された、と、見られるとでは言葉が違うと思います。残されたという言葉は本当にそうなのか。他にも例えば、68 ページの下から三行目に北下浦漁港と書いてありますが、北下浦漁港とはどこのことだろうと。それから 71 ページの写真も、岩堂山付近の農地景観とあるけど、岩堂山から見た景色はもっと素晴らしいわけでしょう。

施策の中にもあると思いますが、大事な緑を育てる、守る、活かすのと同時に将来に引き継いでいくことは大事なことだと思います。自分たちの代で終わるのではなくて、子供たち、未来へ繋ぎ、引き継いでいかななくてはならない。それが自分たちの責務なんだと私は思います。その引き継いでいくということを、どういう形だったらきちんとできるのか。市役所の人たちも、この計画を作っても、3、4年すれば異動してしまうと思いますけど、景観が三浦市、みどりの財産だと言うならば、その財産をきちんと記録しておくというのは、市役所がやらなければ駄目です。みどりの基本計画を改定した人達がそれを残して、次に渡して

いく。そうすれば10年、20年経った時に変わっているとか、同じとか、いっぱいになったなどわかるはずです。それをやらないで委託業者に作りなさいと言っても、業者は毎日三浦市を見ているわけではないので。

【中津会長】

多分皆さん、それは共有しているはずですが、行政の方々も。具体的にこの写真はもったこうの方がいいのではないかと、この文章はこうの方がいいのではないかとのご指摘をいただきたいです。印刷のデザイン、デスクトップパブリッシングと呼んだりしています。見にくいところなど、この辺をもう少し変えた方がいいのではないかと、ということがあれば積極的にご指摘いただいた方がいいと思いますのでよろしくお願いします。

例えば52ページ、将来構造の考え方の中に、都市計画マスタープランと書いてあります。教科書などであれば、三浦市都市計画マスタープランとして、その次に括弧、以下、都市計画マスタープランとするなど、そういう表現があって、次の行から都市計画マスタープランとするか、全て三浦市都市計画マスタープランと書くかになります。長いので、都市計画マスタープランでいいと思います。文章の最後に句点の丸も抜けているので、チェックしていただければと思います。

【事務局】

前回の審議会では会長よりご指摘をいただき、委託業者がこの春先から夏にかけて市内を回ったところですが、また秋頃にかけても三浦市内を回って、写真、画像を集めて参りたいと思います。

【布施委員】

一番最初に戻って、みどりの基本構造の基本理念についてです。前回のものを引き継いでということなんですが、よく見て考えると、このままでいいのか心配になってしまいます。

例えば、都市計画マスタープランと同じで、「本市には」という表現をしていますが、一番大事なところ、本市という言葉はどこ市の市なのか、「本市には」ではなく、「三浦市には」とすべきだと思います。一番元になる理念、重要なところなので、どの市の基本理念か分からないのではなくて、切り取られても三浦市だと分かるように言葉を使うべきだと思います。

それから「首都圏では他に例を見ないほど、多様な自然が」と書かれていますが、他に例を見ないのか。横須賀も葉山も素晴らしいですよ。全て首都圏でしょう。三浦に負けず劣らず、素晴らしい。「①みどりの重要性」の文章では、三浦市にとってみどりが大事なのでは

なくて、世界中のどこでもみどりは大事だということをきちんと言う。そして「②みどりの基本理念」のところで、「三浦市は」と記載した方がいいのではないかな。前回と中身は同じですが、今回の三浦市役所の担当の思いはこうなんだよ。前回と全く同じというのではなく、今の時代、私たちはこういう思い、というものがあつた方が、仕事として楽しいのではないか。

それから、もう一つ。例えば、みどりの重要性の段落の下から三番目、「このように多様かつ重要な役割と機能を持っているみどりと共生し」とあります。このひらがなで書かれている「みどり」が、文字列の中に埋没してしまっているのです。例えば、新聞の見出しのように、半角でも空けると息継ぎができる。明らかに見えるように「みどり」だけは太文字にするなど。何かやらないと、この「みどり」がひらがななので、全部埋もれてしまうような気がします。前回と全く同じにするのもいいけど、何か考えた方がいいのではないのかと思います。

【事務局】

布施委員からお話のありましたとおり、本市ではなく三浦市ということを強調し、他にも強調すべきところを強調するよう検討します。みどりが大事であるということについても、表現を検討させていただきたいと思います。

【中津会長】

このページのデザインからすると、今のご意見は非常に重要なことだと私も思います。アンダーラインが一か所もないじゃないですか。これだと、とても読みにくいです。見開きを見た時に、活字、ゴシックとしていただいてもいいんですけど。細いゴシックは、いただいている資料でもすごく薄くなっているのです。もう少しぐっとくるフォントに変えていただくとか、全体のことになってしまいますが。とても薄いというか、弱い感じに見えてしまうのですね。重要な項目にアンダーラインを入れることは、市民に対するアピールとして重要ではないかと思っています。

似たような話になりますが、例えば65ページの「2. まちのみどりを創る・活かす」という項目の中に「(1) 公園を創る・活かす」とありますが、「活かす」という言葉に改行が入っています。中黒の次に改行を入れて、次の行を「活かす」にしてはどうでしょう。

「(2) まちのみどりを創る・活かす」も、「創る」のところに改行があつて、その次にまた改行で「活かす」となっています。「みどりを」で改行を入れて「創る・活かす」としてはどうでしょう。その下の「(1) 連携を強化する」についても、「連携を」で改行を入れ

てしまうとか、その辺りも整理整頓した方が、ぱっと見た時に絵として見える。文字ですけど、絵として見えるので、その部分は少し気になりましたね。

65 ページの「(1) 公園を創る・活かす」ですが、先ほどご説明の中に、こどもまんなか会議というフレーズが出ていたと思いますが、これは今、国を挙げて重要視しているこども家庭庁のメインテーマで、国土交通省もそれを受けて様々な助成金を出し始めています。施策の体系の個別施策に、こどもまんなか会議という単語がどこにも出ていません。読んでみると、文章の中にもこどもまんなか会議とあまり出てきませんが、整備・維持管理か、公園を活かすの方が良いのか分かりませんが、こどもまんなか会議という単語も入っていた方がいいという気がしました。

【事務局】

会長が言われましたとおり、表の作り方や細かい部分の改行など、全般を通してあらためて見直しさせていただき、適正に修正していきたいと思っています。

【布施委員】

50 ページ、年号についてです。例えば計画の期間に令和 7 年、括弧して 2025 年と書いてあります。元号と西暦の両方が書いてあります。一方で、文章の中では、ほとんど元号だけになっています。西暦と元号それぞれに良さがあるような気がします。平成 20 年と令和 7 年の間が何年かというのは分かりにくいですが、連続性を見る時には西暦の方がいいですね。西暦の良さと元号の良さを両方を活かして、例えば時間経過を見なくちゃならないものは西暦になりますし、時代区分で見る時は元号で良い時もあるので。文章によってどうするかを考えた方が良く思う。例えば 50 ページの令和 7 年（2025 年）という書き方だとよく分かりますが、前回の平成 20 年と今回の令和 7 年を比較すると、という文章があちこちに出てきますが、何年経ってるのか分からないので、そのような箇所を整理してもらえればありがたいと思います。

【中津会長】

行政書類の表記として、いろいろな所で議論になってることだと思いますが、その辺りを配慮していただければと思います。

【布施委員】

もう一つ、50 ページに③人口の見通しとあります。例えば令和 7 年から令和 17 年にかけて、これだけ人口が減ると出ています。ただ、人口といっても数だけの問題じゃなく、中身も問題だと思うんですね。参考資料 3 の 8 ページに、年齢別人口と世帯数の推移のグラフがあり、年齢別の割合が出ています。これを見ると、高齢者の割合が増えてくるということがわかってきます。公園のあり方を施策として考える時に、高齢者の人で車に乗らなくなれば、立派な公園ができても行けません。高齢者が多くなったら、地元、自宅の近くにある公園が大事になってきます。そう考えれば、公園整備についてはこうしようという発想も出てきます。大きい公園ばかり作っても、働いている若い世代にはいいですが、お年寄りには何の利益にもならない。だから、人口構成を考慮して施策を考えなければならない。そう考えた時に、この人口の見通しが数字だけではなくて、年代ごとの変化もわかった方が、施策として、お年寄りが増えているからこういう公園にしました、若い人がいるから大きい公園、子供が遊べる公園を作りましたと施策と結びついていくのではないかと思います。

【事務局】

人口の動きも、施策の検討材料の中に取り入れていきたいと思います。

【中津会長】

表記の話ですと参考資料 3 の 24 ページですが、ゴシックで分かりやすいアピールになっていると思います。このページを見て思ったことは、「ア 施設緑地」で都市公園、公共施設緑地は増えていて、民間施設緑地が減っています。大きい文字を入れるぐらいであれば、何パーセント増、何パーセント減ということ、四角の中にもうまく入れてもらった方が、こういう緑地が増えてるけど、こういう緑地は減ってるというのが分かりやすいかなと思いました。

その下の「ウ 緑地全体」に平成 20 年と令和 6 年の比較が出ています。これも矢印をそろえて、表のデザインを分かりやすくした方がいいと思います。内容ではなく、見せ方の話になりますがご検討いただければと思います。

【小林委員】

73 ページですが、一番下の方に特定外来生物に指定されているクリハラリスとあります。特定外来生物とあるから、枕言葉でクリハラリスになってしまうのは仕方ないと思いますが、タイワンリスの方が一般的だとは思いますが。

【中津会長】

詳しくはありませんが、クリハラリスというのが生物学的な名前で、タイワンリスが呼称なんですか。

【小林委員】

東南アジアのリスというのがクリハラリスで、その中の台湾に住んでいるものがタイワンリスです。だから大きく見ると亜種ですね。

【中津会長】

一般の方が見て、クリハラリスと書かれていてもタイワンリスを想像しない可能性があるということですよね。

【小林委員】

クリハラリスの台湾の固有亜種がタイワンリスという感じです。クリハラリスとはあまり言わないし、聞いたことがないのではないですか。

【中津会長】

クリハラリスというのが属名なのか種名なのか。種名であれば並列だし、属名であれば属名クリハラリスの亜種がタイワンリスという形になるので、属なのか種なのか調べていただくようお願いします。

また、概要版6ページの11、7ページの13を見ると、両方とも項目が3つあり、それぞれ項目が違うのに同じ色が使われているのがとても気になります。

【受託業者】

こちらは平成20年に作成した概要版ですが、今回も同じような形でお作りしますというイメージになります。内容は今後になりますが、色についても慎重に記載したいと思います。

【中津会長】

長くなってしまいましたが、他にはいかがでしょうか。皆さん、大丈夫でしょうか。この辺りで議題1と2について、質疑は以上とします。施策についてのご意見は、資料2のシートに書いていただいて事務局に提出していただければ、検討材料にさせていただきますと思

います。よろしいでしょうか。それでは議題3その他について事務局よりご説明いただけますでしょうか。

【事務局】

お手元にお渡しさせていただいています、資料3「三浦市みどりの基本計画策定スケジュール（案）」についてご説明をさせていただきます。こちらですが、本日が令和7年度第1回の審議会ということで、基本構想や施策についてご審議をいただきました。次回、令和7年度9月末に第2回目の審議会を予定させていただいております。その際には、今回お示しをしてご意見を後日提出いただく個別施策について報告させていただく予定です。その他にも重点地区の方針、具体化への取り組みといった内容についてご審議をいただき、12月から1月、年末から年始にかけてパブリックコメントを実施させていただく予定となっております。その後、令和8年1月に令和7年度第3回目の審議会を開催させていただき、パブリックコメントの結果のご報告をいたしまして、3月に完成という流れで、現在のところは予定しています。審議会の回数も限られてしまいますが、委員の皆様におかれましては、お忙しい中恐縮ですが、ご協力をお願いしたいと思っています。スケジュールとしては以上になります。

【中津会長】

ありがとうございます。他に事務局からございますか。

【事務局】

先ほど資料2として、ご意見を記入いただく用紙をお配りをさせていただきましたが、こちらについては7月14日までにご提出いただければと思います。これ以外についても何かご意見があれば、直接、事務局の方にお話をいただければ、こちらで確認、修正をさせていただきたいと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。回収につきましては、メールもしくはご連絡いただければ、出来上がったものを受け取りに伺います。以上になります。

【中津会長】

次回は令和7年9月、会場は未定ということでよろしいですね。それでは、予定した審議が全て終了しましたので、事務局にお返ししたいと思います。

【石塚課長】

本日は色々ご意見、ご指摘いただきありがとうございます。いただいたご意見を確認し、また検討させていただきながら、基本計画の中に盛り込んでいきたいと思っていますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【事務局】

令和7年度第1回の審議会は以上で閉会とさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただき、また長時間にわたってご審議の方ありがとうございます。以上で、閉会とさせていただきます。ありがとうございます。